



グリーン調達ガイドライン

2017年3月30日(第6版)
日本電業工作株式会社

目 次	
項 目	頁
1. はじめに	2
2. 目的	2
3. 用語の定義	2
4. お取引先様へのお願い事項	2
4.1 環境マネジメントシステムの構築	2
4.2 環境保全への取り組み	3
4.3 グリーン調達への推進	3
4.4 納入品の含有化学物質情報の開示	3
4.5 工程確認・二者監査への対応	3
5. 納入品に関連する化学物質の管理	3
5.1 納入品の含有禁止物質の不含有	3
5.2 納入品の含有管理物質と含有情報の報告フォーマット	4
5.3 梱包材の含有化学物質の管理基準	5
5.4 納入品の製造工程における化学物質の管理基準	5
5.5 トレーサビリティ	6
5.6 変更時のご連絡	6
5.7 不適合発生時の対応	6
6. 業務委託時にお願いする取り組み事項	6
6.1 設計開発委託時にお願いする取り組み事項	6
6.2 製造委託時にお願いする取り組み事項	8
7. 資料の取扱い	9

1. はじめに

日本電業工作株式会社（以下、DENGYO）は、「DENGYOウェイ」に基づき、地球環境の保全により豊かな社会の実現に貢献するために、「マネジメントシステム方針」で環境負荷低減に向けたグリーン調達推進、社会の一員としてパートナー企業と協力・研鑽して継続的な環境保全に努めることなどを表明しています。

2. 目的

本グリーン調達ガイドラインは、DENGYOが環境負荷の少ない製品・部品・材料などを、環境保全活動に積極的なお取引先様から優先して調達する「グリーン調達」を推進するために、お取引先様にお願いする取り組み事項や納入品の環境負荷低減事項について定めます。

3. 用語の定義

(1) グリーン製品

製品の含有化学物質がDENGYOの示す基準に対して一定レベルを満足しており、生産プロセスにおいて誤使用・混入・転移等がないことが確認されており、そのプロセスで生産した記録がある製品

(2) JAMP（アーティクルマネジメント推進協議会の略称）

アーティクル（成形品、部品）が含有する化学物質等の情報を適切に管理し、サプライチェーンの中で円滑に開示・伝達するための具体的な仕組みを作り普及・推進する団体（ホームページ：<http://www.jamp-info.com/>）

JAMP-AIS Ver4フォーマット（最新版）、JAMP 管理対象物質参照リスト（最新版）、化学物質情報の管理・伝達に関する各種情報などが掲載されています。

4. お取引先様へのお願い事項

グリーン調達を推進するために、お取引先様にDENGYOの環境保全に関する方針をご理解いただき、以下のご協力をお願いいたします。

4.1 環境マネジメントシステムの構築

お取引先様にて環境マネジメントシステムを構築してください。ISO 14001認証、EA21（エコアクション21）、エコステージ等の第三者認証の取得を推奨いたします。

認証を取得されていない場合は、お取引先様独自で環境改善・保全に関する方針・目標を定め、活動をお願いいたします。なお、取り組み状況については二者監査等で確認

させていただく場合があります。

4.2 環境保全への取り組み

環境保全に向けて、以下の項目に取り組んでください。

- ① 地球温暖化物質、オゾン層破壊物質の排出削減、全廃
- ② 製品含有化学物質の管理
- ③ 廃棄物の排出量削減、適正な廃棄
- ④ 省エネルギー、省資源、リサイクルの推進
- ⑤ 環境評価の実施（大気汚染・水質汚濁・土壌汚染防止、騒音・振動防止 等）
- ⑥ 生物多様性保全の考慮

4.3 グリーン調達への推進

環境負荷の少ない製品・部品・材料などを、環境保全活動に積極的なお取引先様から優先して調達する「グリーン調達」を推進してください。DENGYOからの指定部材よりも環境負荷の少ない部材がある場合は、ご提案ください。

4.4 納入品の含有化学物質情報の開示

納入品の含有化学物質情報の開示を依頼した場合は、速やかにご回答をお願いいたします。含有化学物質情報の回答については、5.2項をご参照ください。

4.5 工程確認・二者監査への対応

「グリーン製品」生産を確認するために、工程確認・二者監査を実施する場合がありますので、ご対応をお願いいたします。製造委託時のお願い事項については、6.2項をご参照ください。

5. 納入品に関連する化学物質の管理

国内外の法規制およびDENGYOの顧客要求に基づき、納入品に関連する化学物質については以下の管理を順守してください。

5.1 納入品の含有禁止物質の不含有

DENGYOが指定する禁止物質と管理基準（閾値）を、別表A に示します。納入品は、原則として禁止物質の含有を禁止します。

- ・ 納入品の生産に必要な部材、添加する部材等の含有物質を把握し、納入品の含有化学物質を明確にし、禁止物質の含有状況を確認してください。
- ・ 納入品が管理基準を満足していることは、お取引先様（納入者様）にて保証してい

たきます。なお、閾値未満であっても、禁止物質の含有が判明している場合は報告してください。

- ・ RoHS指令適用除外用途に該当する場合は、適用除外項目で規定された範囲内の禁止物質の「含有」を認めますが、該当する適用除外用途、含有率、含有量の報告（調査フォーマットやRoHS適合証明書、不含有保証書等への記載）を必須とします。また、適用除外用途には有効期限がありますので、含有抑制に向けた継続のご検討をお願いいたします。
- ・ 禁止物質が閾値を超えて含有しており、誤使用・混入・転移等の可能性がある納入品は、事故防止のため「禁止物質含有」等の表示をしてください。なお、表示内容・方法については、DENGYOの調達担当者にご相談ください。

5.2 納入品の含有管理物質と含有情報の報告フォーマット

DENGYOが指定する管理物質は、「JAMP 管理対象物質参照リスト(最新版)」(以下、物質リスト)に準拠します。この物質リストにはDENGYO指定の禁止物質も含まれています。禁止物質に関しては5.1項にも従ってください。

納入品の含有化学物質調査に対しては、報告フォーマット「JAMP-AIS Ver4」(最新版)(以下、AISフォーマット)にて速やかなご回答をお願いいたします。

物質リスト(最新版)およびAISフォーマット(最新版)の入手・解説・利用方法は、JAMPのホームページ(3.(2)項)をご参照ください。

(1) 含有化学物質情報における基本的要求事項

- ・ 原則として、均質物質における含有濃度が1,000ppm(0.1wt%)を超えている場合は、管理・報告対象とします。報告対象となる含有濃度の各種法令等に基づく個別指定がある場合は、そちらに従ってください。また、報告対象とならない用途や微量な含有であっても、判明している場合は報告してください。
- ・ 納入品に含有する物質名、含有率および含有量の確認・保証は、お取引先様にてお願いいたします。
- ・ 管理物質であっても、顧客要求や適用法令に抵触する場合は、製品への含有を制限する場合や、関係省庁への届け出等が必要となる場合があります。
- ・ 物質リストおよびAISフォーマットは年2回ほど更新され、対象物質が追加されますので、最新版の確認をお願いいたします。調査済みの納入品でも追加物質の含有確認のため最新版での情報提供をお願いする場合があります。

(2) AISフォーマット以外での情報伝達

AISフォーマットでのご回答が困難な場合、または適当でない場合は、以下の様式・方法でご回答をお願いいたします。

- ① JAMP-MSDSplus データ (JAMP 化学品・混合物用フォーマット)
- ② JGPSSI-Ver4 データ

- ③ JAMA/JAPIA データシート（主に自動車業界）
- ④ chemSHERPA-AI データ（今後、主流となる新様式）
- ⑤ MILシート/材料検査成績書（金属材料の場合）
- ⑥ その他、含有物質情報がわかる資料（MSDS、不含有保証書、分析結果等）

5.3 梱包材の含有化学物質の管理基準

納入品の梱包材に関する含有化学物質管理基準を表1に示します。（お取引先様からDENGYOの顧客指定納地へ直納する場合を含みます）

納入時の留意事項

- ・ 納入品へ、予期せぬ化学物質の転移等がないようご注意ください。
- ・ 廃棄物削減のため、可能であれば通函等の再利用可能な納入形態をご活用ください。

表1 梱包材の含有化学物質管理基準

管理区分	No.	化学物質名	主な法規制・管理基準
禁止物質	1	カドミウムおよびその化合物	・EU 指令 包装および包装廃棄物に関する指令（1994/62/EC）他 梱包用部材毎の質量に対する4種類の重金属の合計含有率が100ppm(0.01wt%)以下。なお、梱包用部材への印刷・マーク用のインキ、塗料類は、それぞれを梱包用部材として扱う。
	2	鉛およびその化合物	
	3	六価クロム化合物	
	4	水銀およびその化合物	

5.4 納入品の製造工程における化学物質の管理基準

納入品を生産する製造工程、試験・検査工程で使用する治工具や設備（恒温槽等含む）において、使用を制限する化学物質と管理基準を表2に示します。

- ・ 使用禁止物質については、工程上での使用を禁止します。
- ・ 使用抑制物質は、工程上での使用を管理し、削減に努めてください。

表2 製造工程、試験・検査工程(恒温槽等含む)における化学物質管理基準

管理区分	No.	化学物質名	主な法規制	管理基準
使用禁止物質	1	CFC	モントリオール議定書 オゾン層保護法	使用禁止
	2	ハロン		
	3	四塩化炭素		
	4	1.1.1.トリクロロエタン		
	5	ブロモクロロメタン		
	6	HBFC		
	7	臭化メチル	モントリオール議定書	

管理区分	No.	化学物質名	主な法規制	管理基準
使用抑制物質	8	H C F C	モントリオール議定書	削減努力
	9	トリクロロエチレン	水質汚濁防止法	
	10	テトラクロロエチレン		
	11	塩化メチレン		

※ HCFCは恒温槽の冷媒として使用している場合があります。また、トリクロロエチレンを脱脂洗浄目的で使用しているお取引先様も見受けられます。DENGYOと連携して削減に努めてください。

5.5 トレーサビリティ

部材購入から製品出荷に至るまで、部材の動きや生産工程などが追跡可能な履歴を残してください。特に変更や不適合が生じた場合の対応については、後で状況確認ができるように記録を管理してください。

5.6 変更時のご連絡

- ・ 4M変更があった場合は、速やかにご連絡をお願いいたします。
- ・ 新たな含有化学物質が判明した場合、報告済み内容に変更が生じた場合は、速やかに情報提供をお願いいたします。

5.7 不適合発生時の対応

以下のような不適合発生時は、直ちにDENGYOに報告し、適切な対応と記録の管理をお願いいたします。

- ・ 新たに禁止物質の含有が判明、新たに含有物質が規制対象になった
- ・ 誤って禁止物質が混入、部品の誤使用等による含有物質の相違など

6. 業務委託時にお願いする取り組み事項

DENGYOから設計開発、製造の各段階を委託された場合は、以下のご協力をお願いいたします。

6.1 設計開発委託時にお願いする取り組み事項

(1) 設計開発時の考慮事項

製品の設計開発、またはODMによる製品開発を委託された場合は、以下の点を配慮して設計してください。なお、製品アセスメントに関して、DENGYOの様式に記載していただく場合があります。

- ① 選定部材への含有禁止物質（別表A参照）の不含有確認
 - ・ RoHS対象物質の不含有、またはRoHS適合状況の確認
 - ・ RoHS対象物質以外の禁止物質の不含有確認
 - ・ 禁止物質を含有している場合は、DENGYOが認めた範囲内・条件内であることの確認
- ② 選定部材の含有化学物質情報(AISデータ等)の収集
 - ・ 各選定部材について、管理物質（禁止物質を含む）の含有情報の収集
- ③ 部品選定時の留意点
 - ・ DENGYOで使用実績のある部品を優先する。特に、グリーン調達適応品、含有物質が判明している部品、生産プロセスが判明している部品を優先する。
- ④ 材料の統一
 - ・ 使用する材料は、可能な限り統一する。
 - ・ 特に、プラスチック材料の種類は可能な限り統一する。
- ⑤ プラスチック材料の加工方法の留意点
 - ・ プラスチック材料の塗装、めっき、ラベル貼付、フィラー混入の回避
 - ・ プラスチック材のリサイクル性向上（廃棄時に分解可能、材料名の表示）
- ⑥ 省資源
 - ・ 軽量化、小型化
 - ・ 部品点数削減、材料削減
 - ・ 再生材料の使用
 - ・ 長寿命化
- ⑦ リサイクル設計
 - ・ 分解・分別の容易性
 - ・ 再資源化可能材料やリサイクルシステムが確立している材料の使用
- ⑧ 省エネルギー
 - ・ 使用時の消費エネルギー削減
 - ・ 調達・生産工程・輸送での消費エネルギー削減
- ⑨ 環境汚染の防止
 - ・ 生産工程での、大気汚染、土壌汚染、水質汚濁等の回避
 - ・ 製品使用時の騒音（風切音含む）、振動の抑制
- ⑩ 製品廃棄時の有害性低減
 - ・ 埋め立て時に管理対象化学物質が溶出しない。
 - ・ 焼却時に有毒ガスが発生しない、または発生材料の削減
- ⑪ 梱包材、梱包設計の環境配慮
 - ・ 再使用可能な梱包材、梱包構造の採用
 - ・ 再生材料の使用、梱包材の総量削減

- ・ 梱包材への材料名、またはリサイクルマークの表示
- ・ 焼却時に有毒ガスが発生しない、または発生材料の削減

⑫ 梱包材のリサイクル性向上

- ・ リサイクルできる材料の使用

(2) 開発完了時の必要書類等（グリーン調達・化学物質管理関連）

設計開発段階で計画したグリーン調達・化学物質管理が実現できるように、以下の必要書類の作成をお願いいたします。

① 部品表・図面類

- ・ 製品生産上必要な部品（接着剤等の混合物/副資材も含む）をすべて記載した部品表を作成してください。部品の名称、部品を特定する図番/規格番号、購入品であればメーカー名とメーカー型番、必要数量および単位は必須とします。
- ・ 図面/仕様書類・製造要領書等に、グリーン調達・化学物質管理上で必要な事項は盛り込んでください。

② 部品の含有物質情報

- ・ 各部品の含有物質情報を把握し、開示可能な状態に保管してください。

③ 混合物（接着剤、シーリング材、グリス等）の使用量と含有物質情報

- ・ 混合物の使用量（質量）および単位質量当りの含有物質情報を把握してください。
- ・ 硬化する混合物は、可能であれば、硬化後の含有物質情報を把握してください。
- ・ 含有物質情報は開示可能な状態に保管してください。

④ 製造段階での取扱い上の注意情報

- ・ 禁止物質または管理物質を含有しており、誤使用・混入・転移等が懸念される場合は、取扱い上の注意情報を作成してください。

⑤ 含有化学物質の製品集計の実施

- ・ ②、③の情報を、①の部品表を基に集計し、製品としての含有化学物質情報を作成してください。集計が難しい場合はDENGYOの調達担当者にご相談ください。

6.2 製造委託時にお願いする取り組み事項

DENGYO製品を製造する場合は、以下の管理を行ってください。

なお、グリーン製品の生産場所として適しているかを判断するための工程確認・監査を実施しますので、ご対応をお願いいたします。合格した場合は、グリーン製品生産プロセスとして認定し、認定したプロセスで条件を逸脱せずに生産した製品を「グリーン製品」として扱います。認定されたプロセスは維持してください。

- ・ 製造で使用する部材は、DENGYOが了承した部品表または製造要領書、図面、仕様書等で指定されたモノを使用し、使用履歴を記録に残してください。
- ・ お取引先様において部材選定する場合は、DENGYOの要求に合致した部材を選定し、それを示すエビデンスを入手し保管してください。

- ・ 設計開発段階において計画した製造工程を確実に実施し、履歴を記録に残してください。特に禁止物質含有部材を使用して生産する場合（鉛含有はんだ、六価クロム含有めっき品等）は、誤使用・混入・転移などが発生しないように、工程を分離するなどの対策を講じてください。
- ・ 混合物（接着剤、シーリング剤、はんだ等）の使用量は、開発段階で計画された使用量と極端な差がない程度に管理してください。差が大きい場合は実使用量をご連絡ください。また、使用量の指定が無い場合は実使用量を把握し、次回生産でも同程度に使用してください。実使用量の情報は開示をお願いする場合があります。
- ・ 製造工程（恒温槽含む）で使用抑制物質（5.4項参照）を使用している場合は、使用実態を把握し、代替品の選定を開始するなど、計画的に抑制に向けた活動を実施してください。

7. 資料の取扱い

納入品の含有物質情報、製造工程等の監査結果等は、DENGYO内で共有させていただきます。また、顧客要求がある場合は、JISやJAMPが示す製品含有化学物質の情報伝達の趣旨に基づき、提供いただいた資料や情報を基に回答させていただきます。

履歴

版数	制改訂日	変 更 内 容
1	2000年9月1日	制定
2	2006年10月1日	化学物質管理標準にあわせ、全面改訂
3	2007年5月1日	誤記訂正及びJGPSSIと整合するための見直し
4	2008年5月1日	誤記訂正及びJGPSSI改版に伴う見直し
4-2	2010年6月1日	誤記訂正（組織改編による）、自己評価チェックリスト削除
5	2012年12月5日	担当部署修正（組織改編による）、別紙1「製品含有化学物質管理体制に関する適合宣言書」削除
6	2017年3月30日	化学物質管理標準にあわせ、全面改訂

【別表A】含有禁止物質リスト

日本電業工作株式会社の製品および購入品への含有を禁止する物質(群)を、以下に示します。(※1)
これらの物質(群)は、国内外の法規制および顧客要求で製品への使用が禁止または制限されている物質(群)であり、不純物であっても表中で規定される閾値を超える含有があつてはなりません。ただし、調達する製品/部品の図面や仕様書、注文書、打合せ議事録等で個別に指定されている場合には、そちらを優先します。
また、RoHS指令の適用除外用途に該当する場合は、適用除外項目の規定範囲内の含有は認めますが、該当する適用除外用途、含有率(含有濃度)、含有量の報告を必須とします。なお、含有率および含有量の確認・保証は販売者側の責任とします。

(2017.2.1版)

No.	禁止物質(群)名	管理基準・閾値	主な法令
1	カドミウム/カドミウム化合物	意図的添加禁止 又は 均質材料中 100ppm(0.01wt%)以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ EU RoHS指令 ・ 中国 MII法 ・ 韓国 RoHS ・ 日本 J-MOSS ・ 米国/カルフォルニア州 SB-20/50/AB575
		電池質量に対する含有率が 10ppm(0.001wt%)以下 ※2	<ul style="list-style-type: none"> ・ EU 電池指令2006/66/EC ・ 中国規格 GB-24427-2009
2	六価クロム化合物	意図的添加禁止 又は 均質材料中 1000ppm(0.1wt%)以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ EU RoHS指令 ・ 中国 MII法 ・ 韓国 RoHS ・ 日本 J-MOSS ・ 米国/カルフォルニア州 SB-20/50/AB575
3	鉛/鉛化合物	意図的添加禁止 又は 均質材料中 1000ppm(0.1wt%)以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ EU RoHS指令 ・ 中国 MII法 ・ 韓国 RoHS ・ 日本 J-MOSS ・ 米国/カルフォルニア州 SB-20/50/AB575
		ケーブルやコードの表層被覆 (熱硬化性/熱可塑性被覆)の 被覆質量に対する含有率が 300ppm(0.03wt%)以上の場合 は、報告対象とする。※3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米国/カルフォルニア州 プロポジション 65 判例 法
		電池質量に対する含有率が 40ppm(0.004wt%)以下 ※2	<ul style="list-style-type: none"> ・ EU 電池指令2006/66/EC ・ 中国規格 GB-24427-2009
4	水銀/水銀化合物	意図的添加禁止 又は 均質材料中 1000ppm(0.1wt%)以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ EU RoHS指令 ・ 中国 MII法 ・ 韓国 RoHS ・ 日本 J-MOSS ・ 米国/カルフォルニア州 SB-20/50/AB575
		電池質量に対する含有率が 1ppm(0.0001wt%)以下 ※2	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニューヨーク州環境保全 法 27-0719 ・ 台湾 乾電池の製造、輸 入、販売に関する規制 ・ 中国規格 GB-24427-2009 ・ 韓国 工業製品品質管理 と安全管理に関する法令 (電池規制) ・ EU 電池指令2006/66/EC

No.	禁止物質（群）名	管理基準・閾値	主な法令
5	ポリ臭化ビフェニル類（PBB類）	意図的添加禁止 又は 均質材料中 1000ppm(0.1wt%)以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ EU RoHS指令 ・ 中国 MII法 ・ 韓国 RoHS ・ 日本 J-MOSS
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE類）	意図的添加禁止 又は 均質材料中 1000ppm(0.1wt%)以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ EU RoHS指令 ・ 中国 MII法 ・ 韓国 RoHS ・ 日本 J-MOSS
7	三置換有機スズ化合物 トリブチルスズ化合物（TBT） トリフェニルスズ化合物（TPT）	均質材料の質量に対する スズ元素含有率が 1000ppm(0.1wt%)以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ EU REACH規則
8	トリブチルスズ=オキシド（TBT0）	意図的添加禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ EU REACH規則 ・ 化審法
9	ポリ塩化ビフェニル（PCB類） および特定代替品	意図的添加禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ EU REACH規則 ・ 化審法
10	ポリ塩化ターフェニル（PCT類）	意図的添加禁止 又は 均質材料中 50ppm(0.005wt%)以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ EU REACH規則
11	ポリ塩化ナフタレン（塩素数が2以上）	意図的添加禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化審法
12	短鎖型塩化パラフィン類（C10～C13）	意図的添加禁止 又は 均質材料中 1000ppm(0.1wt%)以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ EU REACH規則
13	アスベスト類	意図的な使用禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ EU REACH規則 ・ 労働安全衛生法 ・ 米国有害物質規制法
14	オゾン層破壊物質（Class I） ①CFC ②ハロン ③四素化炭素 ④1,1,1-トリクロロエタン ⑤ブロモクロロメタン ⑥HBFC ⑦臭化メチル	意図的な使用禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ モントリオール議定書 ・ オゾン層保護法
15	PFOS/PFOS類縁化合物 パーフルオロオクタンスルホン酸塩（PFOS）	意図的添加禁止 又は 均質材料中 1000ppm(0.1wt%)以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化審法
16	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル) -4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	意図的添加禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化審法
17	ヘキサクロロベンゼン	意図的添加禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化審法
18	フマル酸ジメチル（ジメチルフマレート）	意図的添加禁止 又は 均質材料中 0.1ppm(0.00001wt%)以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欧州委員会決定 2009/251/EC
19	ヘキサブromoシクロドデカン （HBCD又はHBCDD） およびすべての主要ジアステレオ異性体	意図的添加禁止 又は 均質材料中 1000ppm(0.1wt%)以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ EU REACH規則 ・ 化審法

No.	禁止物質（群）名	管理基準・閾値	主な法令
20	ジブチルスズ化合物（DBT）	均質材料の質量に対するスズ元素含有率が1000ppm(0.1wt%)以下	・ EU REACH規則
21	ジオクチルスズ化合物（DOT）	均質材料の質量に対するスズ元素含有率が1000ppm(0.1wt%)以下	・ EU REACH規則
22	放射性物質	意図的添加禁止	・ 原子炉等規制法 ・ 放射性障害防止法
23	フタル酸ビス2-エチルヘキシル（DEHP） （2018年4月発注分より禁止物質）※4, ※5	意図的添加禁止 又は 均質材料中 1000ppm(0.1wt%)以下	・ EU RoHS指令 ・ EU REACH規則
24	フタル酸ブチルベンジル（BBP） （2018年4月発注分より禁止物質）※4, ※5	意図的添加禁止 又は 均質材料中 1000ppm(0.1wt%)以下	・ EU RoHS指令 ・ EU REACH規則
25	フタル酸ジブチル（DBP） （2018年4月発注分より禁止物質）※4, ※5	意図的添加禁止 又は 均質材料中 1000ppm(0.1wt%)以下	・ EU RoHS指令 ・ EU REACH規則
26	フタル酸ジイソブチル（DIBP） （2018年4月発注分より禁止物質）※4, ※5	意図的添加禁止 又は 均質材料中 1000ppm(0.1wt%)以下	・ EU RoHS指令 ・ EU REACH規則

- ※1 製品の該当法規制、顧客要求、納入先国・地域によっては、禁止物質を追加する場合があります。
- ※2 電池の規制は、製品の該当法規制、顧客要求、納入先国・地域等によっては適用しない、または閾値を緩和する場合があります。受注の際には条件等をご確認ください。
- ※3 ケーブル表層被覆に300ppm以上の鉛含有がある場合は必ず報告してください。禁止物質としての閾値はRoHS指令の通り1000ppmです。
- ※4 フタル酸エステル類4物質（DEHP, BBP, DBP, DIBP）は、2018年4月発注分から禁止物質とします。それまでの間は管理物質とし、含有している場合は必ず報告してください。
 ●今後、新規に開発する製品は、フタル酸エステル類が含有していない部材を優先して選定してください。
 ●2018年3月時点で開発が完了する製品は、過渡期の特別措置として、電業の開発担当部署長合意の上、取り決め期間内（最長2018年末まで）は含有品の継続納入を認めます。
 ●2018年4月1日以降に開発完了予定の製品は、フタル酸エステル類を禁止物質として開発してください。
 ●2019年1月1日以降、電業の在庫製品/部品（電業への納入品含む）にフタル酸エステル類が閾値を超えて含有している場合は、「非グリーン製品」扱いとなります。含有製品を出荷する際には顧客要求にご注意ください。
- ※5 既に、フタル酸エステル類を禁止物質としている顧客がありますので、ご注意ください。

RoHS指令 適用除外用途の代表例（参考）

コード	適用除外用途
6(a)	機械加工用の鋼材中および亜鉛メッキ鋼板中に合金成分として含まれる0.35wt%までの鉛
6(b)	アルミニウムに合金成分として含まれる0.4wt%までの鉛
6(c)	銅合金に含まれる4wt%までの鉛
7(a)	高融点はんだ（すなわち鉛含有率が85wt%以上の鉛ベースの合金）に含まれる鉛
7(c)-I	コンデンサ内の誘電体セラミック以外のガラス中またはセラミック中に鉛を含む電気電子部品（例 圧電素子）、もしくはガラスまたはセラミックを母材とする化合物中に鉛を含む電気電子部品
7(c)-II	定格電圧がAC125VまたはDC250Vまたはそれ以上のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛